

公益財団法人結核予防会複十字病院 治験実施委託費算定要領

1. 医薬品治験に係る経費算出基準

(1) 研究費

当該治験に関連して必要となる経費

算出基準：ポイント数×6,000円×症例数

ポイント数の算出は、臨床試験研究費ポイント算出表による。

(2) 治験薬管理経費

治験薬の保存、管理に要する経費

算出基準：ポイント数×1,000円×症例数

ポイント数の算出は、治験薬管理経費ポイント算出表による。

(3) 事務費

当該治験に必要な通信運搬費、消耗品費、治験審査委員会の事務処理に必要な経費（人件費を含む）

算出基準：上記経費〔(1)～(2)〕×20%

(4) 管理費

技術料、機械損料、建物使用料、その他上記経費〔(1)～(3)〕に該当しない治験関連経費。

算定基準：上記経費〔(1)～(3)〕×30%

〔その他〕

原則として、契約後に初期費用として上記(1)～(4)の30%を請求する。初期費用は返還しない。残り70%は、出来高費用分とする。